

《 浅草寿地区町会連合会 》

日時：11月7日（金） 午後4時から（会 場：寿区民館）

◇車道と歩道の段差解消について

質問	回答	対応
<p>江戸通りなどの国道はだいぶ解消されましたが、区道では車道と歩道の段差が解消されていないように思います。車道から住居や駐車スペースに移動する際、車道と歩道との段差があるところが多く、たとえわずかな段差であっても、杖をついた高齢者はつまずきやすくなっています。また、車椅子利用者にとっては、走行の妨げとなってしまいます。</p> <p>浅草税務署の入口周辺もそうですが、私自身も何度もつまずいたことがあり、危険を感じています。早急に区道において、車道と歩道の段差解消の対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>区では、全ての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を行い、安全・安心な道づくりを進めています。現在、歩道が整備された区道は約49kmあり、そのうちバリアフリー化された区道は約21kmとなっています。まだ半分程度ありますが、バリアフリー化は道路利用者の皆様にとって重要であると考えており、今後も計画的に歩道のバリアフリー化に努めてまいります。</p> <p>なお、浅草税務署前の道路は、令和8年1月頃から歩道のバリアフリー化を含む、全面的な道路改良工事を予定しています。工事は概ね1年ほどかかる予定であり、工事中は振動・騒音などでご迷惑をおかけすると思いますが、沿道の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	◇

◇避難所の防災倉庫について

質問	回答	対応
<p>田原小学校を避難所としている8町会の災害対策用備蓄品は、今後、小学校の大規模改修工事の関係等で、保管場所を校舎内3か所に分散する予定であると区から告げられています。</p> <p>しかし、示された予定場所は狭く、保管場所として難しい状況となっています。児童がいながら改修工事になる予定と聞いていますが、建て替えのほうは全てにおいて広いスペースを確保でき、町会の災害対策用備蓄品の保管場所も1か所に集約できるのではないかと考えます。</p> <p>建て替えの場合、仮校舎の設置場所の確保が問題であるとのことですが、例えば、「都営バス寿町操車場」の土地を区で買い取り、仮校舎を設置してはどうでしょうか。</p>	<p>田原小学校・田原幼稚園の大規模改修の実施については、来年度から工事を着手するため、計画を変更することは難しい状況です。</p> <p>なお、ご提案いただきました「都営バス寿町操車場」の土地の買い取りについては、東京都の担当部署に確認したところ、今後も都営バスの折り返し場所として継続利用することのことで、現状では土地を買い取ることは難しいと考えています。</p> <p>また、移設する災害対策用備蓄品については、1か所に集約できる倉庫スペースがないため、やむを得ず複数箇所に保管するように検討しています。</p> <p>地域防災計画のもと避難所設営等に支障がないように、今後とも備蓄品の配置の検討を進めてまいります。</p>	<p>△</p>

◇国道・都道にある道路標識について

質問	回答	対応
<p>浅草寿地区には、国道1本と都道4本が交差する交差点が4か所もあり、この交差点に設置された道路標識に関して伺いたいと思います。</p> <p>一例を挙げると、浅草通りと江戸通り（駒形橋西詰）の交差点に設置された道路標識は、国道側と都道側の双方から視認することができますが、それぞれ通りの名称の文字が薄くなっており、読み取することは難しい状況です。</p> <p>この5つの路線は多種多様の利用があるだけでなく、緊急輸送道路としても指定されています。このような重要な路線の道路標識が、経年劣化が著しい状況のまま放置されています。他の交差点も同様です。</p> <p>区は、国道や都道の所管とどのような連携をして保守管理をしているのか、そして国道と都道の所管も相互に連携をして保守管理をしているのか、伺いたいと思います。</p>	<p>道路においては、それぞれの道路を管理している道路管理者が保守管理をしています。</p> <p>ご指摘いただいた4か所の当該標識については、国道内にあるため、都道の通り名も含め国道で管理しています。</p> <p>そのため、管理者の東京国道事務所亀有出張所に対し、いただいたご意見内容について対応を要望いたしました。</p>	<p>●</p>

◇訪日外国人への対応と町会活動について

質問	回答	対応
<p>近年、死亡相続や転居などで、区内の土地家屋が次々と外国人に売却されていることに対し、大いに懸念しています。</p> <p>そして、その場所がリノベーションされて、外国人向けのホテルや民泊施設となっており、近隣の住民に迷惑が及ぶ例が数多くあります。例えば、部屋数に比べて施設のごみ箱の容量が足りず、カラスによるごみの散乱の原因となったり、喫煙のマナー違反による問題があったり、真夜中にスーツケースを運ぶ音が睡眠妨害となったりしています。</p> <p>区が一層観光に力を入れるのであれば、これらの問題を解決できるようにしていただきたいと思います。</p> <p>また、売却された土地が、戸建てからマンションに変わってきている場合も多くあります。一見住民数が増加し、良い方向に向かっているかのようですが、実際は働きかけても町会に加入するケースは非常に少なく、近い将来、町会活動が難しくなってしまうことが容易に想定できます。</p> <p>これらの問題に、区で対応いただきたいと要望します。</p>	<p>ホテルや民泊の運営については、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないために、事業者には騒音の防止やごみの適正な排出、喫煙マナーの遵守を義務づけています。</p> <p>不適切なごみ出しや喫煙マナーの違反がありましたら、生活衛生課へご連絡ください。職員が現地を確認した上で、事業者に対して法令遵守の徹底を図るよう指導します。なお、真夜中の時間帯における騒音の問題については、警察へ110番通報をお願いいたします。</p> <p>今後も事業者に対して適正な運営を徹底させ、区民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。</p> <p>次に、町会への加入促進についてです。新しく引っ越しされてきた方に、町会や町会活動のことを伝え、理解してもらうためには、町会PRチラシや広報紙の作成、デジタルを活用した広報など、町会に興味を持ってもらえるような取組みが効果的です。そのため今年度、「アドバイザー派遣事業」の取組みの中でPRチラシや広報紙の作成、デジタルを活用した広報についての情報交換会を実施しました。</p> <p>区としては今後も町会の広報活動への支援を継続し、町会加入促進に努めてまいります。</p>	<p>○</p>

◇区の業務効率化の促進について

質問	回答	対応
<p>区の業務効率化を促進していただきたいです。</p> <p>例えば、住民税の還付がある場合、毎回区は“紙文書”にてどこの口座に還付希望であるかと郵送してきます。マイナンバーカードに登録している口座に自動で還付すれば良いと思います。毎年、区役所への手続きの際に改善を提案していますが、「そのような体制になっていません」とのことです。</p> <p>また、町会の様々な助成金の手続きに関しても、申請プロセスをオンラインでできるようにしていただきたいです。形式だけの書類は不要だと考えます。</p>	<p>区では、「台東区情報化推進計画」のもと、オンラインによる手続きの拡大やキャッシュレス決済の導入など、区民サービスの向上と区役所業務の効率化に取り組んでまいりました。</p> <p>ただし、住民税の還付手続きについては、「各給付金等を受け取る際、公金受取口座の利用の意思確認を申請書等に記入し、各自治体に提出する」という国の方針があります。その方針に則り、現状区では、住民税の還付発生ごとに公金受取口座の利用の意思確認と併せて還付請求書をお送りしています。</p> <p>なお、今後は業務効率化の取組みとして、公金受取口座への2回目以降の還付手続きの簡略化など、来年のシステム更改で実施する予定です。</p> <p>次に、町会の様々な助成金の手続きについてです。区では、令和3年に申請書等の押印見直しを行いました。その中で補助金・還付金等に係る申請書等のうち、町会を含む「団体や法人の代表者等による申請等の手続き」においてはより慎重を期す必要があることから、現在も押印を求めることとしています。</p> <p>そのため、今後とも書面での提出を求めるものもありますが、可能なものについてはオンラインで対応できるようにするなど、皆様の負担を軽減できるよう引き続き、申請手続きや事務処理の効率化を図ってまいります。</p>	<p>◇</p>